

勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する意見書

パート・派遣労働者などの非正規労働者は、現在、労働者全体の 3 分の 1 を超え、しかも不安定雇用と低賃金のため、生活保護基準以下の収入で暮らす勤労貧困層（ワーキング・プア）などが増大し、今や、非正規雇用と正規雇用との労働条件の格差拡大が深刻な社会問題となっている。

こうした状況を放置すると、社会全体の活力を失うことになりかねず、とりわけ若年世代においては、将来の生計の不安定化を招き、社会保障や税負担の担い手が減少するばかりか、将来的には無年金者が増大し、巨額の生活保護費の追加負担が発生することが懸念されている。

格差社会是正と勤労貧困層の解消に向け、全ての国民に仕事を通じた社会参加と所得保障を確立するため、積極的な雇用労働政策と社会保障政策の連携による社会的セーフティネットの再構築がいま、求められている。

よって、政府においては、わが国社会の持続発展と社会的セーフティネットの再構築による福祉社会の確立のため、下記の政策の確立、実施を強く要望する。

記

- 1 パート・派遣労働者など非正規労働者への社会保険・労働保険の完全適用と給付改善など、積極的雇用政策と連動した社会保険ネットの機能強化を図ること。
- 2 雇用保険と生活保護制度との中間に、新たな「就労、生活支援給付制度」を創設し、長期失業者や日雇い派遣など低賃金の非正規労働者、母子世帯の母親への職業訓練など就労、自立支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 20 年（2008 年）11 月 7 日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

（提出者）全議員